

# お知らせ

## 年末年始 町の業務・施設等のご案内



### ■ 施設休業日

12月29日～令和6年1月3日休業

- ・役場本庁舎・第2庁舎・太美出張所・ゆとろ
- ・子ども発達支援センター・子どもプレイハウス
- ・総合体育館・西当別コミュニティセンター
- ・白樺コミュニティセンター・当別町図書館
- ・世紀会館・ふれあい倉庫

12月30日～令和6年1月3日休業

- ・北欧の風 道の駅とうべつ

※駐車場、トイレは無休

令和6年1月1日・2日休業

- ・みどりヶ丘葬苑

### ■ し尿汲み取り休業日

12月28日～令和6年1月4日休業

12月15日までの申込み分は年内に汲み取ります。年末年始は大変混み合いますので、お早めにお申込みください。(汲み取り日の指定はできません)

**問** (有)当別清掃社 (☎ 22 - 3056)

出生・死亡・婚姻届等、戸籍関係の届出は、年末年始の休業に関わらず、役場本庁舎の警備員室で受け付けます。ただし、死亡届は8時45分～17時15分までの取り扱いです。

また、年末年始は窓口が大変混み合いますのでご了承ください。

### ■ 当別ふれあいバス・「月形当別線」とベ～る号

- ・運休 令和6年1月1日
  - ・土日祝日ダイヤ 令和6年1月2日、3日
  - ・通常運行 令和6年1月4日～
- ※市街地予約型線・青山線の予約受付時間  
年末：12月29日18時まで。  
年始：令和6年1月4日8時30分から。

**問** (有)下段モータース (☎ 23 - 2630)

### ■ 住民票・印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス

12月29日～令和6年1月3日休止

### ■ 一般家庭ごみ収集休業日

ごみステーション収集の休業日はごみカレンダーをご確認ください。

12月28日～令和6年1月4日休業  
粗大ごみ受け付け

**問** 粗大ごみ受付センター (☎ 22 - 2053)

12月29日～令和6年1月3日休業

北石狩衛生センター自己搬入

**問** 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)

## 広告

## 広告

### ◎自衛官採用案内

平和を、仕事にする。  
陸海空自衛官募集

採用種目	応募資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者	年間を通じて	受付時にお知らせ
陸上自衛隊 高等工学校 (令和6年度入校)	男子で中卒(見込含) 17歳未満の者	令和6年1月5日 (金)まで	1次試験 令和6年1月 13日(土)、14日(日) ※いずれか1日、2次試験あり

メールでのお問合せは右記のQRコードから

▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎ 011 - 383 - 8955  
役場環境生活課町民生活係 ☎ 23 - 3209



# お知らせ

申告相談・還付申告・住民税申告

## 税申告に関するお知らせ

税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

### ●申告相談日を設けます

町では、確定申告開始日以前に所得税納税者向けの申告相談日を設けています。同時に還付申告、住民税申告も受け付けます。確定申告の時期は非常に混雑するため、医療費控除や住宅ローン控除等、還付申告のみの方は申告相談日をご利用ください。

なお、当日の税務課職員は、確定申告書・住民税申告書の計算を行うのみです。

営業・農業・不動産の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しください。

### 申告相談日

令和6年2月5日(月)～2月15日(木)  
※土・日・祝日は除く。

場 所 役場1階 大会議室

※受付時間や必要書類など、詳細は広報1月号に掲載します。

### <札幌北税務署で申告が必要な方>

還付申告であっても、利子所得、譲渡所得(土地・家屋・株式等)、山林所得、雑損控除のある方、青色申告の方は、役場では受付できません。

該当される方は、確定申告の時期(2月16日～3月15日)にe-Tax(電子申告)または札幌北税務署(☎011-707-5111)で申告してください。

## 税務署からのお知らせ

札幌北税務署 (☎ 011 - 707 - 5111)

### ● スマホとマイナンバーカードで <sup>イータックス</sup> e-Tax !

スマホやパソコンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書を作成し、マイナンバーカードを使ってe-Taxによる送信ができます。

マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の申告に必要な各

種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができます。

令和5年分以降の確定申告では「給与所得の源泉徴収票」情報がマイナポータル連携の対象となります。詳しくは国税庁HP(右記QRコード)でご確認ください。



### ● 国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください！

キャッシュレス納付を利用すれば、確定申告期などの窓口が混雑する時期に、金融機関や税務署に出向くことなく、自宅や事務所で納付ができますので、ぜひ、ご利用ください。

#### ①振替納税

事前に税務署または金融機関に届け出ること、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます。なお、一度届出を行えば継続して利用できます。

#### ②スマホアプリ納付

6種類のPay払い(PayPay、d払い、auPAY、LINEPay、メルPay、amazonPay)から納付手続きが行えます。事前手続きは不要です。

#### ③その他の納付手段

QRコードを利用したコンビニ納付・クレジットカード納付・ダイレクト納付・電子納税など、ご自身に合った納付手段を選択できます。詳しくは国税庁HP(右記QRコード)でご確認ください。



# 固定資産に関する手続きを忘れずに

税務課資産税係 (☎ 23 - 2333)

## ●償却資産（固定資産税）の申告

毎年1月1日現在において、町内に事業用償却資産を所有する法人または個人は申告が必要です。

**期間** 令和6年1月4日（木）～1月31日（水）

**方法** 令和6年1月1日現在、所有している償却資産を申告してください。eLTAX または エルタックス 自社様式により申告書を提出された方および送付不要の申し出をされた方以外には、申告用紙等の書類を12月下旬に郵送します。なお、申告用紙等は町HPからもダウンロードできます。また、eLTAXでの申告書の提出にご協力ください。

詳細はこちらから→  
(eLTAX ホームページ)



※事業用償却資産とは…

法人または個人で農林業、製造業、卸売・小売・飲食業、不動産業等を営んでいる方が、事業のために用いる構築物・機械・装置・工具・器具・備品などのこと。

### 【主な償却資産】

パソコン、コピー機、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、ビニールハウス、陳列棚、冷蔵庫、テーブル、イス、厨房設備、テレビ、看板、外灯、側溝、駐車場舗装、旋盤、洗浄給水設備 など

## ●家屋（車庫、倉庫等含む）の届出

固定資産税は、毎年1月1日現在所有する家屋に対しても課税されます。令和5年12月31日までに家屋の新築や増築、取り壊し、所有者を変更した場合は、届出が必要です。忘れずに手続きをしてください。

※登記家屋は、札幌法務局江別出張所（☎ 011 - 382 - 2132）で手続き願います。

※届出を忘れると、令和6年度も引き続き課税になる場合がありますのでご注意ください。

## ●住宅用地の特例申告

住宅用地については、その税負担を軽減するため、課税標準の特例措置が適用されます。利用状況が変わった場合は、速やかにご連絡ください。

### ○新たに適用される場合

- ・住宅を新築または増築した場合
- ・転入等により空家、別荘を居住用住宅とした場合

### ○適用されなくなる場合

- ・住宅を取り壊した場合
- ・住宅を店舗等に変更した場合
- ・住宅を居住用から別荘に変更した場合

広 告

広 告

広 告